

保育所等利用申請のための就労証明書の作成について

青森市の保育所等の利用申請にあたり「就労証明書」の添付が必要となっております。
社員から作成依頼がありましたら、下記をご参考の上、ご協力をお願いいたします。

なお、青森市では、個人及び事業者の負担軽減及び利便性向上を図るため、令和4年度の利用申請から、就労証明書への代表者の押印を不要といたしました。

これにより、社員と事業者間において、就労証明書の受け渡しをメール等で行うことが可能となります。

▼パソコン等で作成する場合

下記の青森市ホームページより様式をダウンロードし、記載例を参考に作成ください。
「マイナポータル」上の「就労証明書作成コーナー」でも、作成することが可能です。

青森市HP（ホームページ）

青森市 HP > 子ども・教育 > 認定こども園・幼稚園・保育所など
> 保育所・認定こども園（保育部分）等への利用申込み手続き
> 保育所・認定こども園（保育部分）等への利用申込み
（ページ下部の様式集に掲載）

マイナポータル

https://mynago.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_initform



マイナポータル
（就労証明書作成コーナー）

▼手書きで作成する場合

社員からお預かりした様式へ、直接ご記入ください。

※上記青森市HPに記載例を掲載しておりますので、ご参考ください。

▼自営業の場合

◎就労証明書 及び 次のいずれかの書類が必要です。

- ・民生委員の状況確認報告書
- ・就労状況申立書 及び 開業届、確定申告書などの写し

お住いの地区担当の民生委員へ「状況確認依頼書」により就労状況の確認依頼をしてください。

民生委員がわからない場合は、下記までお問い合わせください。

（※）民生委員の状況確認報告書とは、市担当課または保育所等で配付している「状況確認依頼書」（黄色の用紙・2枚複写）の2枚目（様式2-2/依頼者あて）になります。

（お問い合わせ先）

青森市こども未来部子育て支援課 017-734-5330（直通）